

令和 5 年 12 月 19 日

各 位

一般財団法人さいたま住宅検査センター

確認検査業務に関する監督命令処分について

本日（12月19日）、国土交通省関東地方整備局より建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の30第1項の規定による確認検査の業務に関する監督命令の処分を受けました。

今回の行政処分を厳粛に受け止めますとともに、お客様ならびに関係者の皆さまにご迷惑、ご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

行政処分の内容等は、下記のとおりです。

記

1. 処分内容

確認検査の業務に従事する確認検査員が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、建築計画が建築基準関係規定に適合しないことを見過ごすという不十分な審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和6年1月15日までに提出すること。

また、当該計画の提出の日から1年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに当職に報告すること。

2. 処分事由の概要

埼玉県内の建築物の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、過失により都市計画法（昭和43年法律第100号）第53条第1項の規定に適合しないことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

### 3. 再発防止と今後の対応策

当該命令に基づき、今後の再発防止のための業務改善計画書を早急に策定し、国土交通省関東地方整備局長に提出する予定です。

今後、法令遵守と内部管理を徹底し、信頼の回復に努めて参る所存です。

なお、確認検査業務をはじめ、全ての業務につきまして通常通り実施いたします。